

令和6年12月定例会 一般質問 青木恒子議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「国定公園二上山の開発問題について(景観と環境)」

○青木恒子 おはようございます。

一般質問を行いたいと思います。日本共産党、青木恒子です。

今日の質問は、国定公園二上山の開発問題について1番、2番目、JR香芝駅公衆喫煙所の設置について、3番目、マイナンバー保険証、この3点についてお伺いしたいというふうに思います。

まず、国定公園二上山の開発問題についてお伺いします。

景観と環境について、香芝市環境条例につなげて質問したいというふうに思います。

国定公園二上山は香芝市のシンボリックな存在であり、二上山への眺望は市民誰もが日常生活において場所を問わずに臨むことができる貴重な景観です。他府県からの二上山登山もたくさんあり、フェイスブックにおいても、鎌田の千股池から写された写真など、いろいろなところから見る二上山の写真が全国に広がっています。絵はがきにもなるように思うようなところですね。こうした景観を大切にしたいと思っています。

昨日の木下氏の一般質問でも、交流人口を増やすことが重要だと、そこでの観光資源は二上山、どんづる峯、ダイヤモンドトレイルの話になり、香芝の発展の鍵だというふうに実感しました。

この間、市民の方々から、果樹園でいつなるの。関屋小学校から山肌が大変に見える。あしびハイツからはピラミッドが。太子町のミカン畑から二上山が大変になっている。時には白い煙が出ているなど、不安と不信が広がっています。

11月30日に二上山の自然を愛する会の方々、香芝市民の40名の方とダイヤモンドトレイルの鉄塔のあるところまで登ってきました。とても急な山道なのですが、たどり着いたところから、二上山が大変なことになっている、まるで二上山が泣いていると感じました。参加した方からは、こんな見えないところでこんな大変なことになっている、そういうふうな感想がたくさん出されました。

これが二上山の開発地見学というビラです。これを見てたくさんの市民の方が参加されました。

そして、これはビラですけれども、二上山の自然を愛する方からお借りしたんですけども、国土地理院と上空の写真から作られた3Dです。これがそうです。こういう感じ。それで、ここんところ、二上山が、これ写真ですけれども、茶色に見えるところがこういうふうにして開発されているところです。そして、それを立体にしたものがこれです。

これはこのところが生喜病院です。生喜病院からは一部見えますが、ダイヤモンドトレイル、高く登ったところからはこういうふうな状態で、黄色のところが開発されているところです。こういうふうな感じ、ここが生喜病院です。黄色のところは開発されている。自治体キャラバンでご覧になられた方も担当所管の人は多いと思うんですが、こういう状態になっています。

では、このことについて質問します。

まさに二上山が泣いていると、実態を見て市民の方は驚かれたし、6か月前に行った私自身も、ピラミッドに積まれた山がもっと高くなっていることに驚きました。このようなこともあり、ぜひともこのことを質問したいというふうに思います。

採石法に基づく採取計画の変更とかということ、8月には担当所管からも県のほうにも申入れもしていただいているし、関係所管も現地に視察など行かれているということをお聞きしました。このような景観に対して香芝市の見解を教えてください。

壇上からの質問を終わります。

○都市創造部次長 ご質問をいただきました緑がなくなった風景につきましては、広域景観や自然景観の保全という観点から見ますと、景観に乱れが生じているというふうには認識しております。

以上でございます。

○青木恒子 景観に乱れが生じているというふうに認識されているということを担当所管からいただきました。これは市民がたくさん見られているので、同じ見解かなというふうに思います。

質問の2つ目に行かせていただきます。

まさに山の緑が一部だけない状況は、景観に乱れが出ています。こうした状況について私のほうにも様々な意見が寄せられています。市のほうにも市民の方々の声が上げられていますが、具体的にどのような内容の意見を聞いておられますでしょうか。

○都市創造部次長 令和3年に香芝市みどりの基本計画の改定に当たり、市民の皆様を対象としましたアンケートを実施しております。このアンケートの自由意見欄においては、香芝市生喜病院の向かい側の山を削っているのが気になるといった意見も寄せられています。

以上でございます。

○青木恒子 これはたしか2,000名の方のアンケートを取られて、そしてこの開発問題にかけておられること、二上山が大変になっているということが出されているというのは、このみどりの計画の中にも載っているというふうに私自身も思います。

こうした状態、行為が生じた場合に、市においてはどのような指導とか勧告などができるのでしょうか。市のほうから、市民の不安を払拭するために、景観からの乱れが生じているという認識を県のほうに伝えるべきではと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市創造部次長 二上山は、金剛生駒紀泉国定公園区域の中の第2種特別区域という区

域に入っております。また、金剛・葛城山麓景観保全地区の区域にも当たっております。自然公園法及び景観法などの法令に規定されました行為を行う際には、法令等に基づいて許可申請または届出が必要になっております。これらの基準や手続に違反するなどをした場合におきましては、奈良県において原状回復命令を行うなど、必要な措置を取るべき命令などが行われるものと考えております。

先ほど議員のほうからもお述いただきましたとおり、令和6年8月には採石法に基づきまして採取計画の変更認可申請に当たりましての奈良県からの本市に対します意見聴取がございました。この意見聴取に対しましては、香芝市から許可条件を遵守すること、計画に変更が生じるときは変更申請を行うこと、周辺環境に配慮を行うこと、景観図面と現地での区域に相違がないように実施することなどにつきまして、指導を求める内容を意見してございます。

以上でございます。

○青木恒子 県のほうにそういうふうに意見を出していただいているというのはとてもありがたいと思いますが、その意見に対しての回答というのはどういうふうになっているかは、まだ来ていないのでしょうか。

○都市創造部次長 この手続におきましては、意見を申し述べるもので、回答というものはございません。

以上でございます。

○青木恒子 奈良県の許認可であるというのはよく分かりましたが、意見は述べるだけということになっては、どうなんだろうと、ちょっと今心配になりました。香芝市民に大きく関わることなので、今後大きな問題が生じたときに香芝市の行政の姿勢が問われることになるのではと、まさに負の遺産になってしまうことが危惧されるというふうに思われてなりません。

そしてまた、香芝市の環境条例の基本理念の第3条には、環境の保全は市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならないと。これは香芝市の環境条例の基本理念第3条に書かれているというふうに思います。このことをやっぱり条例にどういうふうに基づいていくかということは、市政が問われていくという大きな問題だというふうに思います。

それでは、市のほうでは、景観の保全としてどのようなことができるのでしょうか。

○都市創造部次長 先日の議会のほうでもご質問いただいたところでもございますが、良好な景観を形成し維持していくことを目的とした関係条例の制定につきましては、本市としても検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 昨日の一般質問でも、景観条例を本当に制定していくんだという前向きのお答えされていたのを見て、今回もそういうことということで、景観についてもすごく安心しました。

しかし、私自身はこのことがちょっと気になったのです。香芝市の環境条例の事業者の責務ということで5条に載っていますが、事業者は今香芝市で廃棄物中間処理場になってるところだというふうに私は考えています。事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物などの処理、その他の人の健康もしくは生活環境に関わる被害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有すると。事業者自身の責務もここに書かれています。4は、事業者は事業活動に関し、環境への負荷の低減、その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有すると。これは県の許認可ではありますが、市に対してもそういう責務を有するという、そういうふうなところが書かれています。

そういうことがありますので、行政としてこの市民の不安、不信にどう応えていくのか、香芝市環境条例に沿った対策も含めて、市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○市長 景観と、また環境についてのお尋ねかと存じますが、まず景観の面で申し上げますと、その保全につきましては、本市は住宅開発によって都市化が進んできた一方で、二上山の眺望、景観など豊かな自然環境や歴史遺産などにより、地域性豊かな景観が形成されている部分もございます。景観法の基本理念のとおり、良好な景観は豊かな生活環境に不可欠でございます。地域の個性や特性によって多様な形成が図られるものでございます。本市にとって二上山は象徴的な存在であり、この景観の保全に一層努め、地域の自然や歴史景観と調和した都市景観を形成していくことが必要であると考えてございます。

ただ、現状におきまして、本市として景観の保全の観点から、何か法的根拠をもって指導等をするということができない状況でございますので、先日も申し上げましたが、特定の行為に限ったものではございませんが、本市において良好な景観の形成、維持をしていくためには、一定の規制が伴うものであれば、条例の制定というものが必要になってくるものでございます。その点につきましては、今後また議員各位とも意見交換をさせていただきながら、制定を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、環境についてのお尋ねでございますが、本市が持つ都市と自然の融合した良好な都市空間と生活環境は市民の共通財産でございますので、市民の方が不安なくこれを守り育て、未来の世代に引き継いでいくために、香芝市環境基本条例に規定する基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及びその他の環境保全施策に今後も継続して取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 ありがとうございます。

この良好な景観の状態を本当に保っていくという、二上山という大きな香芝市のシンボルとしての山を守っていきたいという市長の見解、本当に大事ななというふう実感しました。私自身がダイヤモンドトレイルに登ることができましたので、市長もぜひそこに登っていただいて上から見ていただきたいと、これは要望としてお伝えしていきたいと思いま

す。よろしく申し上げます。

そして次は、環境のほうもお答えいただいたんですが、詳しく環境についてもお尋ねしたいというふうに思います。

二上山の産業廃棄物処理施設から排出される処理水について、年に1度、地元水利組合の要望により、専門機関による事業者において検査を実施していると聞いていますが、今年の検査結果について教えてください。

○市民環境部長 まず、当該検査結果につきまして、事業所から情報提供があります。本市もその結果を把握しているということをまずお伝えさせていただきます。

本年5月に実施された事業所の下流にある井戸の調査において、全ての項目について環境省が定める基準値を満たしています。水質については問題ないものと考えております。

以上です。

○青木恒子 それでは、市内にある河川の水質については、市はどのようなふうな検査をされていますでしょうか。

○市民環境部長 市内主要河川の水質検査につきましては、環境対策課の業務として、専門機関による検査を毎年度、夏と冬に河川を変えて実施しております。

以上です。

○青木恒子 それは場所を変えてということですが、香芝市内の検査をしている箇所は全部で何か所になりますでしょうか。

○市民環境部長 8河川において実施しております。

○青木恒子 8河川について検査を年2回行っていますが、その年2回で8河川は全てでしょうか。例えば4河川は春に行うとか、そういうふうに分けてでしょうか。そのあたり詳しく教えてください。

○市民環境部長 そうですね、8河川全て、すいません、河川を変えてというのもありますけど、この項目は年に1回、これは2回とか、そういうのもやってまして、すいません、ちょっとかなり細かくなりますので、申し訳ございません。

○青木恒子 すいません。本当に申し訳なかったです。

8河川で行われているということがよく分かりました。

そしたら、もう一つちょっと聞きたいんですけども、廃棄物中間処理場の一番下のところ、一番近いところですね、そこの近いところでの水質検査は実施されていますでしょうか。

○市民環境部長 まず、河川名は竹田川といいます、竹田川の水質検査につきましては、今年度は9月に、比較的下流であります北今市付近で実施いたしました。検査結果につきましては、環境省の定める基準を満たしていますので問題はないものと考えます。

○青木恒子 これを例えば上流で検査をしていただくということはできないでしょうか。

○市民環境部長 河川のどの場所で採水するかというのは市に裁量がありますので、できるかできないかというたら、できます。可能です。ただ、先ほど一番最初におっしゃった地

元水利組合さんが行っておられる水質検査の場所と非常に似通ってきますので、その場合はちょっとずらしたほうがいいのかなどという、そういう考えもあります。ただ、ご要望としてお聞きしております。市に裁量があるので、変更することは可能です。

○青木恒子 できるだけそのほうの実施をお願いしたいというふうに思います。

私たちも、この竹田川の中に水生動物、メダカもザリガニもいなくなったという状態を市民の方は心配されて、市民の方と専門家で水質検査を行いました。水門近くで調査したところ、CODが1リットル当たり75ミリグラムというふうな形で数値として出されました。これは大阪市にある専門機関です。そして、CODの値というのは、私もよく知らなかったんですが、有機物による水質汚濁ということで、有機物により水が汚れているという数値だそうです。環境省のホームページでは、1ミリグラム以下でヤマメがすむことができる。2ミリグラムというのは雨水だそうです。5ミリから10ミリグラムだと、強いフナとかコイがやっと生息できると。10ミリグラム以上だと、大変汚れているという、そういう実態がホームページから明らかになりました。

竹田川上流が75ミリグラムというのはあまりにも異常です。そういう意味では、早急に市として検査してください。

そして、とりわけ全国でも、この処理場においても汚泥の処理もされていると聞いたんですが、汚染土壌処理施設においては有機物が混ざっているということで、また希望ですけれども、カドミウム、六価クロム、シアン、セレン、鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素という、そういう項目で検査をしているということもお聞きしていますので、項目がいろいろ多岐に分かれているということをお聞きしましたが、そういう項目で、またこれは希望として検査のほうをお願いしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

二上山の産業廃棄物処理施設がある地域から白煙が上がっていて、市民から、施設から出る煙やほこりの中に有機物が含まれているのではと心配の声をお聞きします。

市として、現地パトロールは行っているのかお聞きします。

○市民環境部長 お尋ねの趣旨につきましては、市としては把握しておりませんので、お答えすることは困難ですが、野焼き等の屋外焼却について通報等があれば、市として随時対応しています。

なお、煙やほこりの有害性について、県の権限による指導が必要となる場合は、県と連携して対応に当たります。

以上です。

○青木恒子 ぜひとも大気についてまた調べていただきたいというふうに思うのですが、調べるところによると、産業廃棄物処理場から白煙というのは他府県でもよく出ているそうです。これ汚泥処理によるものらしくて、水蒸気とともに排出される状態というふうなことをちょっとお聞きしてますので、そのあたりまた調べていただきますようによくお願いします。

そしたら、市内の大気汚染状況について、市として把握しているでしょうか。

○市民環境部長 大気汚染の大きな要因となっている二酸化窒素、NO₂につきましては、市内複数箇所において職員による24時間測点調査を毎年実施しております。直近では令和6年1月に調査を実施し、全ての箇所について、環境省の定める基準値、これは二酸化窒素の1時間当たりの1日平均値が0.06ppm以内というところになります。全ての検査場所においてこの数値を満たしております。大気についても問題がないものと考えております。

○青木恒子 それでは、水質検査と同様に、登山客に安心してもらうためにも、山腹での大気汚染検査というのはできないかどうか、また検討していただきたいと思うのですが、また検討のほうよろしくをお願いします。

それでは、6つ目お伺いします。

先ほど市長のほうからもお答えいただいたので、今環境の問題についても数値についてもちよっとお知らせはしたわけですが、行政として、この市民の不安にどう応えるかということで、先ほど景観のことではお教えいただいたんですが、環境のことについて、また追加の市長の答弁は、なかったらなかったでいいですが、あったらよろしくをお願いします。

○市長 環境についても、先ほど申し上げましたけれども、市民の方が不安なく生活していただくことが重要だと考えてございますので、本市として、その懸念を払拭するように、できる限りのことを取り組んでまいりたいと考えてございます。

○青木恒子 ありがとうございます。

本当に、私いつも議会で質問するのは、市民の一番の要望とか不安とかというのを取り入れているのですが、この問題はすごく広がっているなと実感しておりますので、よろしくをお願いします。

それと、香芝市の環境条例の第7条には、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌、その他の環境が良好な状態に保持されること。2番目に、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存、その他の生物の多様性の確保が図れるとともに、森林、農地、水辺などにおける多様な自然環境を地域の自然社会的条件に応じて体系的に保全されること。3つ目、廃棄物の減量及び適正な処理及び再生資源利用などによる資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷が少なく、かつ持続的に発展することができる社会を構築することと。本当に今の二上山の様子がこれに適しているなど、この条例を何とか守っていただきたいという要望を伝えておきます。

そして、二上山の魅力に他府県からの登山も多く、この状態を放置すれば香芝市の魅力の低下につながり、人口増加政策にも大きな悪影響になります。環境審議会でもいろいろ諮問されて十分な審議をお願いしたいということを要望して、第1問について終わりたいというふうに思います。

「公衆喫煙所設置について」

○青木恒子 大項目の第2問について質問します。

JR香芝駅、香芝市玄関駅に公衆喫煙所設置ということで、このことについてとても心配しているわけですが、受動喫煙と健康増進についての見解を教えてください。

○健康部長 健康部のほうからお答えいたします。

受動喫煙防止につきましては、健康増進法第25条に、国及び地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備、その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的、効果的に推進するよう努めなければならないと定めております。

本市におきましても、望まない受動喫煙対策を講じることにより健康増進の推進を図ることが重要であると考えてございます。

また併せまして、喫煙による健康への影響について啓発するとともに、禁煙支援を実施することにより、喫煙者への健康保持増進の対策も実施しているところでございます。

以上でございます。

○青木恒子 本当にこの副流煙というのが主流煙の数倍ないし、呼気よりもそれ以上の有害物質が出ていると、そういうことは医師会のほうでも明らかになっています。厚生労働省のほうとしても、今回の改正の増進法の認識は、受動喫煙対策の強化というふうに書かれているわけですが、こういうことにおいて受動喫煙ってやっぱり怖いんだと、そういうことを私も勉強する中で思いました。

そして、受動喫煙、これは厚生労働省のほうですけれども、受動喫煙による国内の死亡者が年間1万5,000人というふうに推計されています。そういうふうな状態ですので、ぜひともこういうことの啓発を進めていっていただきたいと要望しておきたいと思えます。

そしたら、第2問目行きます。

この間、市民の反対というのか、庁舎内に喫煙所を造らないでと、4,000名近い署名もあったわけですけれども、議会事務局の上に喫煙所が設置され、庁舎内1階においても喫煙所などが設置されてきました。望ましい受動喫煙対策としての総括はどうであったのか、お聞かせください。

○総務部長 お答えいたします。

青木議員からは、令和4年9月の香芝市議会の定例会におきまして特定屋外喫煙場所についてのご質問をいただいております。

喫煙所につきましては、今お話しありましたように庁舎内で2か所設けておるわけですが、正確な利用者数などにつきましては、出入り自由でございますので、数えているわけはありませんので、検証することは難しいのですが、ただいまお話しありました6階屋上の喫煙場所につきましては、議員及び職員用の専用という形にさせていただいております。市議会の会期中は議員の皆様方の喫煙される方、また日々においては、昼休みや就業後に相当数の職員の利用、これが見受けられるところであります。

また、敷地内の喫煙場所については、頻度はそれほど多くはありませんが、一定の市民の利用が確認できているところであります。

今後とも定期的にこの利用状況等の確認を行いながら、喫煙者と非喫煙者が快適に共存することを目的に、いわゆる分煙をマナーからルールへと、このことを徹底してまいりたい、このように考えてございます。

以上です。

○青木恒子 たしか私も文書質問した折には、屋上のほうには何十名程度というふうな形で人数はちょっとお聞きしたんですが、そのあたりの出入り自由ということで把握はされていないということですが、例えば、これは他人のたばこにさらされることを不快と感じている人、これは厚生労働省のほうでのチェックですけれども、非喫煙者が77.2%、喫煙者が36.2%です。そして、その中で嫌だなと思うのは、路上喫煙が64.1%、そして屋外の喫煙所近くというのが34.3%、店舗の中で31.2%と、そういうふうな状況になっています。

そういうことを考えて、日本の医師会は、たばこには依存性があるということを踏まえて、禁煙希望者に対する医療的支援を一層で強めなければならないというふうに言われているわけですが、今後そういう意味においては、受動喫煙の科学的知見ということで、いかに周りに有害物質が排出されてるんだという、そういう宣伝も含めてお願いしたいなというふうに思います。

それでは、お伺いします。

分煙施設はどこに設置する予定なのか、お伺いします。

○都市創造部次長 分煙施設でございますが、当初の計画どおり、近鉄大阪線五位堂駅及びJR和歌山線の香芝駅周辺の設置を予定してございます。

以上でございます。

○青木恒子 奈良県のほうでは、2023年3月から全面禁煙を目指して市町村にも呼びかけると、そういうふうな状態の中で、あえて造るということについては、それこそ世界の流れに逆行してるんじゃないかというのが私の感想です。

じゃあ、現在検討している具体的な設置場所はどのあたりでしょうか。

○都市創造部次長 近鉄大阪線五位堂駅につきましては、駅北側の北東にございます五位堂交番周辺、JRの和歌山線香芝駅については、現在工事中の公衆トイレの横に設置する計画でございます。

以上でございます。

○青木恒子 場所については、ちょっとよく、あの場所かなというふうに思ったんですが、この施設の内容というんですかね、屋外分煙施設の技術的留意事項という通知もあると聞いていますが、今回計画している施設について規模の縮小を検討したと聞いていますが、どのような大きさや仕様で設置する予定ですか。

○都市創造部次長 まだ両駅ともに検討中でございますが、特に規模を縮小するというのを目的に検討してきたわけではございませんで、適切な配置と規模となるように工夫が

必要であるというふうに考えてございます。

具体的には、区域の面積は5平米から10平米程度で、パネルにて囲うものとしたしまして、パネルの高さは約2メートル、飛散防止のために基礎を固定をした形で設置を予定してございます。特に五位堂駅前について、デッキの中心部に設置しようとしていた当初計画よりも、配置については、景観や通行をされる方への影響を配慮いたしまして、きめ細かく検討した上で、またパネルの材質も工夫をした計画をしてございます。

以上でございます。

○青木恒子 たばこの煙を嫌がっているという市民の方は、路上の喫煙と、それとそこの屋外施設での喫煙の部分ということですから、そういう通行者が本当にそれを吸うことはないような形での配慮をしていただきたいというふうに思います。

それでは、事業費はどれくらいを見込んでいますか。

○都市創造部次長 規模はまだ決定してございませんけれども、現状においては、1か所当たり数十万円程度の事業費を見込んで計画をしてございます。

以上でございます。

○青木恒子 設置するということについていかがなものかという、私はすごく強い思いがあるわけですが、それに対してたくさん費用を使うというのはいかがなものかと、そういうふうにも思いますが、市民からいろいろこれから問題が出てきた場合には、撤去も含めて考えていただきたいと、そういうふうに思います。市民からのそういう署名が4,000名近く集まった中で、あえて造るわけですから、そのことの見解もまたよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、設置に対して地元の方の声はどのように聞かれましたか。

○都市創造部次長 自治会の役員様のほうには説明を行っておりますが、工事時期が決定をいたしましたら、また改めて説明に伺う予定をしてございます。また、一部近隣にお住まいの方には、分煙施設の設置に関する説明を行っているところもでございます。

以上でございます。

○青木恒子 なかなか自治会の役員さんが自治会で、その近隣に住んでる方の意見とかをどういうふうに酌み取っていくかということには本当に大きな問題があるというふうに思いますので、自治会役員にお話ししたからといって、市民の声を聞いたということにはならないということについて言っておきたいというふうに思います。

そして、先ほどちょっと聞き忘れていたのですが、市民の方から、市役所の近くのローソンのところで市の職員の方がたばこを吸う姿をよく見るという話で、やっぱりあれはよくないんじゃないかというふうな話も伺っているところなんです、香芝市としては、香芝市の受動喫煙防止条例というのがありますよね。この防止条例は市が出していますよね。市の中で、国及び地方公共団体の責務としてこういう条例をつくったわけですが、この受動喫煙は危ないですよということを市としては広めていかなければならないという条例であります。そのあたり、そこで自治体労働者がそこの受動喫煙をする場所でそれを吸うというこ

とについては、いかななものかということをととも危惧しています。そのことについてもまた検討していただきたいと、そういうふうに思います。

今後の課題ということでいろいろあると思うんですけども、今ちょっとお話があったように、JR香芝駅といえば、市役所にも行く、ふたかみ文化センターにも行く、ある意味香芝の玄関口でもあるというふうに思うわけですが、そこんところに、皆さんが撤去している時代に、新しく公衆の喫煙所を造っていくという、このことについて逆行するのではないかということをおぼろげに危惧しているわけですが、このことも踏まえて市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長 屋外分煙施設の設置についてでございますが、これにつきましては、喫煙される方とされない方の双方から様々なご意見を多数頂戴してございまして、どのような方法が最善であるかを常に検討を継続してきたところでございます。

本市といたしましては、健康増進法、また香芝市受動喫煙防止条例に基づきまして、市民の方が望まない受動喫煙により健康への悪影響を防止するための環境整備の一環といたしまして、全ての駅に必要であるかどうかは慎重に検討してまいりますが、基本的には不特定多数の人が行き交う駅前等に分煙施設を設置することが望ましいと考えてございます。先ほど申しあげました近鉄大阪線五位堂駅、またJR和歌山線のJR香芝駅前には基本的にはこれに含まれるものと考えてございまして、分煙施設を設置する方向で検討しているところでございます。

以上でございます。

○青木恒子 先ほど上平部長からもおっしゃられたように、庁舎内に喫煙所を造ったけども、出入り自由だからということで、十分な検証ができない状態の中でのスタートだというふうに考えます。このことが、その住宅の自治会の人だけが使うわけじゃなくて、他市から来る人もそれを使われるという、そういう施設になるわけですので、十分な受動喫煙という観点に立っての検証を行いながら事業を進めていく。分煙施設ありきで進めるんじゃないで、検証して進めていくということをおぼろげに危惧しているということをおぼろげに危惧していることを要望しておきたいというふうに思います。

「マイナンバー保険証について」

○青木恒子 3つ目のマイナ保険証について質問をします。

本来、マイナンバーカードにするかどうかは任意のスタートで始まりました。一方的に12月2日に新規の紙の保険証は廃止するというので、国民の中で混乱が生じています。しかも、マイナ保険証の利用率は15.67%と低いまま推移しています。その理由として、医療機関では7割のトラブルが起り、かえって費用と手間がかかり、これをきっかけに廃業になった医療機関も増えているということの実態を聞いています。利用者のほうからは、顔認証ができなかったり、暗証番号を3回失敗して再申請が生じたり、窓口で10割負担になっ

たりのトラブルが絶えない状態にあるのが実態です。また、介護施設や障害者施設においても、個人情報のあるマイナンバーカードを預かることができなくて、紙の保険証のほうが便利であったとの声も聞いています。社会的弱者の方にしわ寄せが来る制度になっているマイナ保険証にはたくさんの課題があると思っています。

マイナポイントで1兆8,000億円、宣伝や総点検などを考えると、膨大な予算をかけたけども、利点が見えないというマイナンバー制度は大きな失敗であるというふうに考えています。

質問、マイナ保険証に関する市民からの問合せはどのようなものがあるか、教えてください。

○健康部長 マイナ保険証に関する市民の方からの主な問合せにつきましては、現行の保険証がなくなると聞いた、自分はどうなるのかというもの。また、自分はマイナンバーカードと保険証の利用登録ができていないのかということ。また、令和6年12月2日以降に被用者保険に加入するため国民健康保険を喪失したいが、どうすればよいかというようなことがございました。

以上でございます。

○青木恒子 このように今、紙の保険証を捨ててはいけませんよということが今全国で医療機関などもおっしゃられているところだというふうに思います。1月31日まではこの紙の保険証は使えるんだと、そういうことをぜひ広めていっていただきたいということを思います。

市民の方から私のほうにもこういう声が出ました。知らないうちに保険証の廃止が決まり、マイナンバーカードは持ってないし、高齢だから、カードをなくしたり暗証番号を忘れてたらどうしようかという心配。そもそもカードを扱うのは難しく、マイナ保険証は使えない。マイナ保険証を強制するようなやり方には反対だと。施設入居者のマイナンバー保険証は個人情報の関係で預かってもらえないなど、そういう声がたくさん上がっています。

今言った以上にいろいろ上がっていると思うんですが、窓口のほうにも心配や問合せが来ていると聞きました。マイナ保険証に関する周知方法はどのようにされていますか。

○健康部長 マイナ保険証に関する周知方法につきましては、本市のホームページ及び広報紙に掲載するとともに、令和6年7月の被保険者証送付時にパンフレットの同封、また窓口での文書の配布、説明などにより周知してございます。被保険者の方に混乱が生じないよう、適切に情報発信をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○青木恒子 窓口の方からも、本当に電話が来ているんだということをお聞きしたところです。本当に複雑なだけに、どういうふうに伝えていくかというのが大事ななというふうに思います。

マイナ保険証に関する医療機関の問合せというのはどのようなものがありますか。

○健康部長 マイナ保険証保健所に関する医療機関からの問合せにつきましては、厚生労

働省から医療機関等に通知がございますことから、今のところは特にございません。

以上でございます。

○青木恒子 地域の医療機関からは、やはりそれに対して手間取っているという声は聞いています。

マイナ保険証の登録率を教えてください。

○健康部長 登録率につきましては、昨日の中山議員の代表質問でもお答えさせていただきましたけれども、公益社団法人国民健康保険中央会が発表いたします令和6年10月の集計値では、本市の国民健康保険加入者のマイナ保険証の登録率につきましては60.3%となっております。

以上でございます。

○青木恒子 60.3%がマイナ保険証に登録されているということで、利用者が少ないということだということだと思いますが、令和6年12月1日に発行された被保険者証の注意点を教えてください。

○健康部長 令和6年12月1日までに発行されました被保険者証につきましては、被保険者証に記載された有効期限まで使用することができます。

なお、マイナ保険証を保有していない方には、当該有効期限が切れる前に申請いただくことなく資格確認書のほうを交付いたしますので、被保険者証代わりとして医療を受けていただくことができます。

以上でございます。

○青木恒子 マイナ保険証を持っていない方には資格確認書と、今までの紙の保険証と変わらないものが配布されると。それを5年間ぐらい利用できるということを知っていますが、マイナ保険証を持っている方には、お知らせというのが届いて、お知らせというところに切り取れる紙がついて、病院に行くときはマイナ保険証とその紙を持っていかなければならないと。まるっきり一本化にはなっていないという状態だというふうに思います。

それでは、マイナ保険証の利用登録の解除の方法と、解除までの期間を教えてください。

○議長（中村良路） 平山健康部長。

○健康部長 その前に、先ほど議員のほうから資格確認書が5年という形でお話あったんですけれども、本市の国保で今考えておりますのは、1年という形で考えてございますので、よろしく願いいたします。

マイナ保険証の利用登録解除の方法につきましては、解除を希望される方は、加入する医療保険者等に申請いただくことにより可能となっております。また、利用登録解除までの期間につきましては、解除申請の受付後、利用登録の解除がなされるまでに一、二か月を要しますが、利用登録の解除がなされるまでの間に資格確認書を交付いたしますので、安心して医療機関を受診していただくことができます。

以上でございます。

○青木恒子 先ほど、資格確認書、1年ごとということ、それは申請じゃなくて、1年が

切れたら、申請しなくても送られてくるということでもいいでしょうか。

○健康部長 こちらにつきましては、当分の間という形で国のほうからも取扱いが来ておりますので、ちょっといつまでというのは分かりませんが、当分の間はそういう形で市のほうから交付させていただくということになってございます。

○議長（中村良路） 青木議員。

○青木恒子 先ほど、解除の方法とか期間とかをお聞きした理由には、今のマイナ保険証を持っていることによって不安だという高齢の方、そして障害者の方、そういう声があったのでお聞きしたところです。

そして、マイナンバーカードにはマイナポータルということですね。情報提供などの記録開示システムと一緒にされていると、29分野の膨大な個人情報もひもづけされているということで、個人情報の漏えいに当たって心配だという方が増えているから、先ほど質問したところです。そのひもづけされている内容が、納税状況、医療、年金、保険料納付、受けたサービスの状況、公金受取口座、がん検診などを受けた健康診断と結果、生活保護、児童扶養手当、雇用保険支給など、そういうふうな膨大な個人情報がひもづけられているという。個人情報によるトラブルの拡大のおそれから、このカードをやめたいということもおられるということで、質問させていただきました。このように解除も希望されている方もおられるということで、今後この問題はすごく大きな問題になるのではないかなというふうに考えています。

利用者の方が顔認証できなくて、病院で治療を受けられなくて、そのまま帰って亡くなったという事例も聞いています。このように命と暮らしに関わる健康保険証ですので、この情報漏えいも含めて不安なマイナ保険証は、安全が担保されるまではやっぱり停止すべきではないかというふうにも考えたりもします。

それでは、質問、マイナ保険証のメリットというのはどのようなものを考えておられるか、教えてください。

○健康部長 マイナ保険証を利用することで、データに基づくよりよい医療が受けられる。手続なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される。そして、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる。医療現場で働く人の負担を軽減できる。これら様々なメリットがございます。

以上でございます。

○青木恒子 まず、先ほども言いましたように、お薬なんかは電子情報がまだできていないという状態なので、お薬手帳を持ってきたほうが早いんだというふうなことも医療現場からお聞きしています。

医療現場で働く人の負担は倍増していると。お年寄りの認証ができないとかということで、そこにつくということで、すごく手がかかっているというふうな、そういう情報もありますので、そういうことも含めまして、このたくさんのひもづけされているマイナ保険証は、本当に安全が確保されるまでは一時停止すべきではないかと。60年間、あんまり大きな

問題もなかった紙の保険証は継続して、国民が本当に選べるようなものにしていくということ我希望しています。このことをもって発言を終わりたいと思います。ありがとうございました。